



# 六管区水路通報第21号

令和元年6月7日

第六管区海上保安本部

## 【目次】

- 第228項 瀬戸内海 燧灘、四阪島・・・・・・・・・・潜水作業
- 第229項 瀬戸内海 西条港・・・・・・・・・・掘下げ作業
- 第230項 瀬戸内海 呉港付近、音戸ノ瀬戸・・・・・・・・・・潜水作業
- 第231項 瀬戸内海 広島港、第1区・・・・・・・・・・水路測量
- 第232項 瀬戸内海 広島湾、大野瀬戸・・・・・・・・・・トライアスロン大会
- 第233項 瀬戸内海 徳山下松港、第3区・・・・・・・・・・掘下げ作業等
- 第234項 豊後水道 御五神島東方、竹ヶ島・・・・・・・・・・灯台について

◎この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

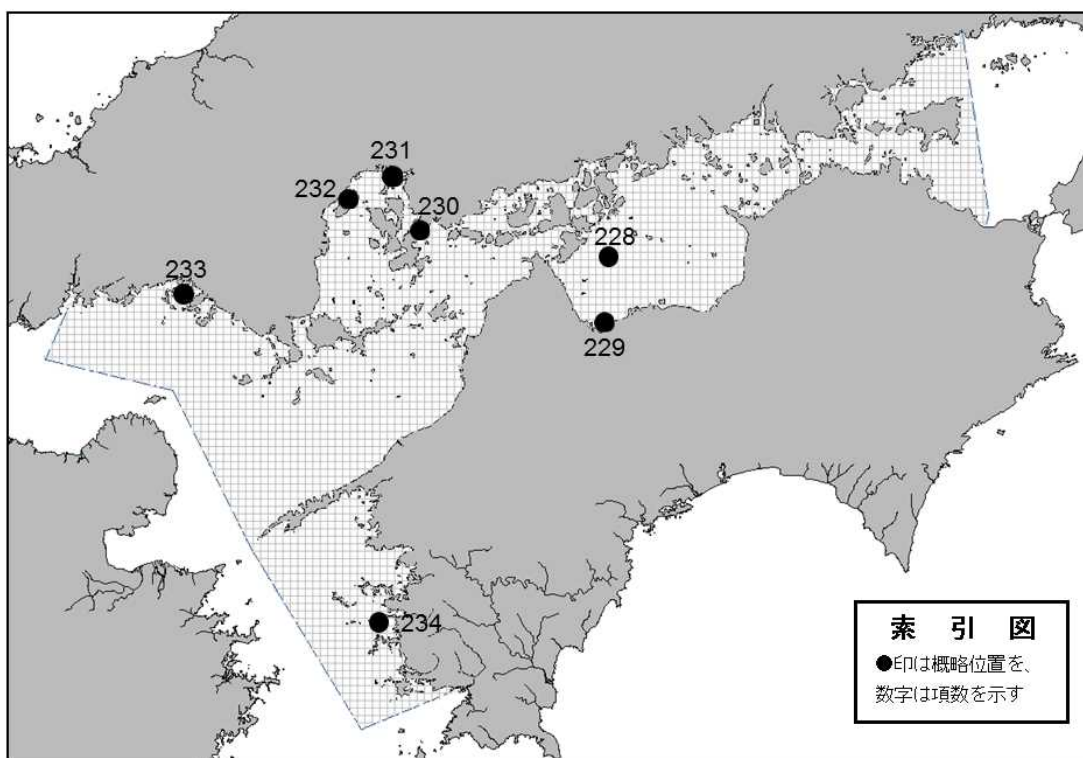
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

FAXをご希望の場合は、海の相談室[電話(082)251-5111(内線2520)]まで。

### ◎情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

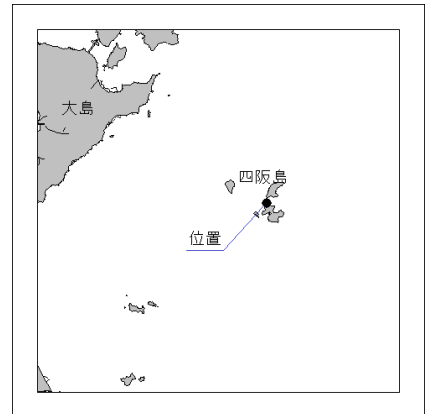
◎水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



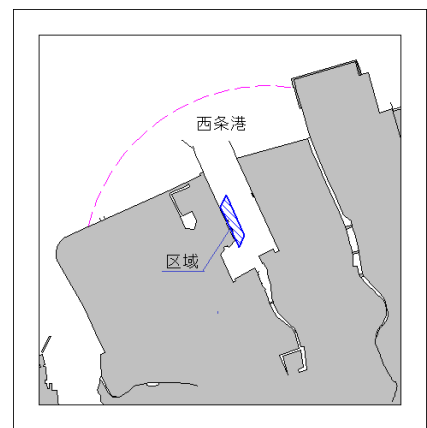
～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★元年228項 瀬戸内海 — 燧灘、四阪島 潜水作業  
 期間 令和元年6月13日(予備日14日～22日)の日出～日没  
 位置 34-06-45N 133-10-52E  
 備考 (1) 作業船のアンカー位置を示す浮標を設置  
 (2) 警戒船を配置  
 海図 W1128-W130  
 出所 第六管区海上保安本部



★元年229項 瀬戸内海 — 西条港 掘下げ作業  
 期間 令和元年6月20日～9月30日の日出～日没  
 区域 4地点により囲まれる区域  
 (1) 33-56-10N 133-10-15E  
 (2) 33-55-56N 133-10-22E  
 (3) 33-55-52N 133-10-20E  
 (4) 33-56-06N 133-10-12E  
 備考 (1) 本作業に併せて潜水による磁気探査作業を実施  
 (2) 区域を示す灯付浮標を設置  
 (3) 警戒船を配置  
 海図 W1236  
 出所 今治海上保安部



★元年230項 瀬戸内海 — 呉港付近、音戸ノ瀬戸 潜水作業  
 期間 令和元年6月21日(予備日24日～29日)の0800～1700  
 位置 34-11-39N 132-32-25Eの地点を中心とする半径20mの円内  
 備考 警戒船を配置  
 海図 W1109-JP1109-W141-JP141  
 出所 第六管区海上保安本部



★元年231項 瀬戸内海 - 広島港、第1区 水路測量

期間 令和元年6月17日～28日の日出～日没

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-21-11N 132-28-06E

(2) 34-21-04N 132-28-06E

(3) 34-21-04N 132-27-54E

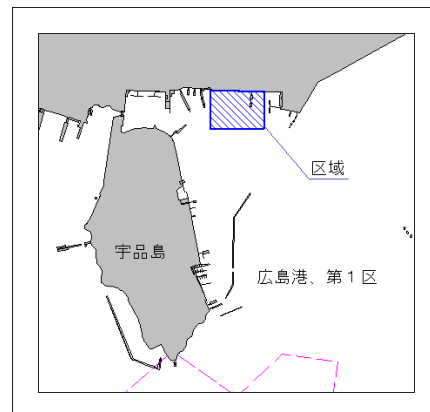
(4) 34-21-11N 132-27-54E

備考 (1) 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

(2) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★元年232項 瀬戸内海 - 広島湾、大野瀬戸 トライアスロン大会

期間 令和元年6月16日の0530～1000

区域 (1)～(4)を結ぶ線、(5)、(6)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-18-12.3N 132-17-49.1E(岸線上)

(2) 34-17-54.0N 132-18-10.0E

(3) 34-17-53.8N 132-19-08.1E

(4) 34-17-45.2N 132-19-08.3E(岸線上)

(5) 34-17-32.9N 132-18-03.0E(岸線上)

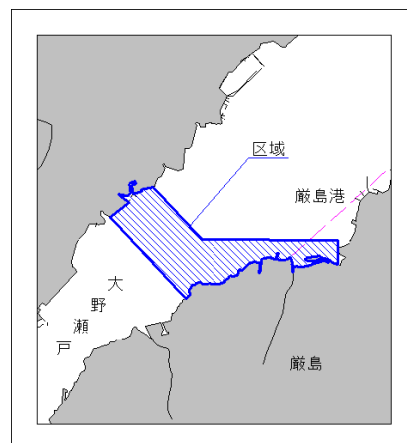
(6) 34-18-01.8N 132-17-30.9E(岸線上)

備考 警戒船を配置

海図 W1112B-JP1112B-

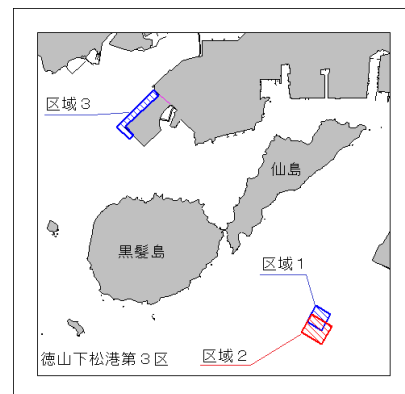
W113-W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★元年233項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 掘下げ作業等  
(掘下げ作業)

- 期間1 令和元年7月10日までの日出～日没  
 区域1 4地点により囲まれる区域  
 (1) 34-01-08N 131-46-23E  
 (2) 34-00-59N 131-46-17E  
 (3) 34-01-04N 131-46-07E  
 (4) 34-01-13N 131-46-13E
- 期間2 令和元年6月15日～8月30日の日出～日没  
 区域2 4地点により囲まれる区域  
 (1) 34-01-01N 131-46-24E  
 (2) 34-00-51N 131-46-17E  
 (3) 34-00-58N 131-46-03E  
 (4) 34-01-08N 131-46-10E



- (揚土作業)  
 期間3 令和元年8月30日までの日出～日没  
 区域3 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
 (1) 34-02-51N 131-44-07E(岸線上)  
 (2) 34-02-49N 131-44-04E  
 (3) 34-02-56N 131-43-55E  
 (4) 34-03-17N 131-44-21E(岸線上)

備考 警戒船を配置  
 海図 W1106-JP1106-W126-JP126  
 出所 徳山下松港長

★元年234項 豊後水道 — 御五神島東方、竹ヶ島 灯台について

六管区水路通報31年14号164項削除  
 名称 伊予竹ヶ島灯台  
 位置 33-06.4N 132-24.5E  
 備考 改修工事は完了し、灰色シートは撤去されている。  
 海図 W151-JP151  
 参照書誌 411 5610番  
 出所 第六管区海上保安本部

